

NewsLetter

2022 11 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上7-10-7 シールエンドビル4階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jimcom

HP <http://misaki-jim.com>

今月のCONTENTS

1. みさきコラム
2. 新入社員の理想の上司・先輩は、「仕事について丁寧に指導する人」
3. スタッフコラム（今月は堤です）
4. 高齢者の体力は低下傾向！これから企業が対策を講ずべきこと
5. 三崎事務所からのお知らせ（パワハラ防止措置について）
6. 送検・監督指導 事例
7. 紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担が引き上げられています

みさきコラム

こんにちは、三崎事務所の三崎です。いつも大変お世話になっております。

働き方改革の1項目として中小企業は猶予されていた、「月60時間超の残業割増賃金率が50%となる」という法改正が2023年4月1日から施行されます。

施行は年明けの話ですが、残業時間は急には減らせないので、顧問先の会社様の残業時間について、実態を少しずつヒアリングしているところですが、絶対大丈夫だろう、と思っていた会社の社長から「実は数名の社員が月70時間残業しています」などと言われることがあり、肝を冷やしております。

残業時間については「割増率が上がったとしても、ちゃんと支払えばいいんでしょ」というご質問を受けますが、賃金においては、その通りです。ですが、恒常的に毎月のように月80時間の残業を行うことは36協定違反になりますし、労働者の健康が害される可能性が生じます。その状態で本人が心臓疾患や精神疾患に罹患した場合、労災を疑われることにもなります。私はこの点は大変危惧しています。実際労災と認められたら、会社は慰謝料請求される、また社会的なダメージ(風評被害)を受けます。一緒に働いている他の社員のモチベーションも落ちてしまい、仕事の生産性が低下します。社員の健康に十分配慮しなければならない義務が会社にはありますので、是非その点を重く受け止めていただければ、と思います。2023年4月になって、急に残業は減りませんので人件費の抑制と健康維持、2つの観点から残業時間の削減策を今から講じていただければ、と思っています。

※先日好きなアーティストのライブに行ってきました！生歌聞けて超happy。年内頑張れそうです(^^)♪



新入社員の理想の上司・先輩は、「仕事について丁寧に指導する人」

一般社団法人日本能率協会は、2022年度の「新入社員意識調査」を取りまとめました。協会が提供する新入社員向け公開教育セミナーの参加者を対象に、仕事や働くことに対しどのような意識を持っているかを調査したもので、4月4日～4月8日にインターネット調査で実施し、545人から回答を得ています。

◆ 理想の上司・先輩は、「仕事について丁寧に指導する人」が71.7%で1位

理想の上司・先輩を尋ねたところ、「仕事について丁寧な指導をする上司・先輩（71.7%）」が1位で、2012年以降の調査で過去最高となりました。

一方、2012年、2014年に数値の高かった「場合によっては叱ってくれる上司・先輩」や「仕事の結果に対する情熱を持っている上司・先輩」は、今回の調査では大幅に数値が下がっています。

◆ 仕事の不安は、「上司・同僚など職場の人とうまくやطيعけるか」が64.6%で1位

仕事をしていくうえでの不安については、「上司・同僚など職場の人とうまくやطيعけるか（64.6%）」が1位となりました。続く2位は「仕事に対する現在の自分の能力・スキル（53.4%）」となっています。

社内の人間関係に不安を感じている一方で、社外の人間関係については「社外の人との人脈を築けるかどうか」が8.1%に留まり、社外の人脈づくりに対する不安は年々減っています。

◆ 抵抗がある業務は、「指示が曖昧なまま作業を進めること」が1位

仕事をしていくうえでの抵抗感について尋ねたところ、「上司や先輩からの指示が曖昧でも、質問しないで、とりあえず作業を進める」ことに「抵抗がある」（「抵抗がある」＋「どちらかと言えば抵抗がある」）との回答が、82.7%で1位でした。

「指示が曖昧なまま作業を進めること」に対しては、8割が抵抗を感じており、質問のしやすい風土や対応が求められています。

【一般社団法人日本能率協会「2022年度 新入社員意識調査」】

https://jma-news.com/wp-content/uploads/2022/09/20220912_new_employees_2022.pdf



スタッフコラム

日ごとに風が冷たくなり、冬の到来を感じますね。

我が家では寒い時期になると週に二、三日は夕食に鍋料理を用意しますが、

今年は例年よりも早くその時期に入ってしまった。

シンプルな水炊きも美味しいですが、最近は鍋のつゆも色々な種類が販売されてトマト鍋やカレー鍋の素といった変わり種も多いため、今日はどの鍋にしようかなと売り場を眺めているだけでも楽しいですね。

今年の冬はいつもより寒くなると予報が出ておりますので、水分とあたたかい食べ物をこまめに摂り、身体を整えてゆきたいところです。

(堤)



高齢者の体力は低下傾向！これから企業が対策を講ずべきこと

◆ 65歳以上の高齢者の体力は低下傾向にある！

70歳までの雇用・就業機会の確保に向けた取組みを行うことが努力義務として企業に課せられているなか、気になるデータが公表されました。

高齢者の体力の低下傾向が顕著であることが、スポーツ庁の体力・運動能力調査（2021年度）でわかったのです。特に、65～74歳の男性の体力は過去10年間で最低を記録。週1日以上頻度で運動している人の割合も同区分では減少しており、専門家は、「高齢者に運動習慣が広がり体力向上につながっていた流れが、頭打ちとなってきた」と警戒しています。

◆ 労働災害が増加する心配も……

高齢者の体力の低下は、労働災害の増加にもつながります。そもそも高年齢層の労働災害発生率は若年層に比べ相対的に高いのですが、これは身体機能や体力の低下といった高齢者特有の事情によるものと考えられるところ、今後ますます労働災害の発生件数が増えることが懸念されます。働く高齢者が増えるなか、企業としては、従来の想定以上に高齢者の体力が落ちていることを念頭に、安全に働いてもらうことのできる職場づくりを行っていかねばなりません。

◆ 特に重要な課題は「転倒対策」

特に意識して対応策を講じたいのは、年齢の上昇に着目した対策が必要な労働災害と位置づけられる「転倒災害」です。職場内の段差を極力なくす、通路を整頓して通行しやすくするといった対策を講じるとともに、厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用するなどして、自身の身体機能の状態について知っていただき、無理な動作をしないよう心がけてもらうようにするのが有効です。職種によっては、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法や評価基準について定め、高齢労働者の体力を把握することも必要でしょう。さっそく取組みを始めてみませんか。

【スポーツ庁「令和3年度体力・運動能力調査の結果について」】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/2020/1421919_00002.htm

三崎事務所からのお知らせ

1. 12月に入りますと賞与を支給する会社様も多いと思います。賞与を支払う際には、「賞与支払届」を日本年金機構に届出しなければなりませんので、賞与支給日と支給額などをお知らせください。普段お送りいただいている賞与の支給明細一覧表等をご提出いただければ幸いです。（メールでもご郵送でも結構です）
2. そろそろ年末調整の準備を始めています。年末調整のご依頼いただいている会社様には、各種申告書を社員人数分お送りいたしますので、各人にお渡しいたき、期限内にご記入・ご返送をお願いいたします。今年は大きな変更点は無いです。

36 協定無効で送検実習生 4 人に違法残業 名古屋北労基署

名古屋北労働基準監督署は、外国人技能実習生 4 人に違法な時間外労働を行わせたとして、愛知県春日井市内の製造業者と同社代表者を労働基準法第 32 条（労働時間）違反の疑いで、名古屋地検に書類送検しました。同社は 36 協定を締結していましたが、同労基署は「手続きに不備があり無効」と判断しました。同社は令和 4 年 2 月、有効な 36 協定がない状態で、最長 1 日 6 時間 30 分、月 32 時間 30 分の時間外労働を行わせた疑い。同労基署は同社の 36 協定の内容を明らかにしていません。不備としては、「代表者が民主的な方法で選出されていない」場合が多いとのこと。実習生に関する送検事例では、日本語の分からない実習生に十分理解させないまま代表者を選ぶ投票をさせていたもの（京都・舞鶴労基署、元年 12 月 26 日送検）、会社が一方的に実習生を代表者に指名していたとみられるもの（山口・岩国労基署、4 年 3 月 2 日送検）などがあります。いずれも労基署は協定が無効と判断しました。

設備不良で労災続く足場の点検を緊急要請 大阪中央労基署

大阪中央労働基準監督署は、建設現場で設備の不備・不良に起因する重篤災害が相次いでいることから、建設業労働災害防止協会大阪府支部大阪中央分会に設備点検の実施を緊急要請しました。

同労基署管内では、7 月以降に死亡労働災害 2 件を含む計 3 件の重篤災害が発生しています。発生状況はそれぞれ、「エレベーターの揚重機が取付け部材の破損により落下し、労働者に直撃した」、「労働者が墜落制止用器具のフックを掛けていた足場の枠組みのジョイントが破断し、枠ごと落下した」、「労働者が接触した際に足場の大筋交の緊結部が外れ、手すりを乗り越えて墜落した」というもの。同労基署はいずれも設備の不備・不良が原因とみており、再発防止のため、日々の作業開始前に設備の点検を行うよう求めました。

とくに点検が必要な点として、「高所の仮設設備・重量物の設置方法」、「墜落制止用器具の取付け設備本体と支持部」、「足場の各部材の取付け状況」、「開口部の覆いの強度」などを挙げました。

被災者のうち一人は一人親方であったため、一人親方の安全衛生管理への協力も要請しました。

紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担が引き上げられています

紹介状なしでの大病院の外来受診も患者負担引上げ

この 10 月からは、紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担の引上げも行われています。

これは、一部の病院への外来患者の集中を避けるため、一定規模以上の対象病院については、紹介状を持たずに外来受診した患者等から徴収することとされている「特別の料金」が見直されたことによるもので、対象病院の拡大も行われています。

具体的な見直しの内容は？

「特別の料金」は、これまで医科の初診が 5,000 円以上、再診が 2,500 円以上でしたが、初診が 7,000 円以上、再診が 3,000 円以上へと引き上げられています。歯科でも、初診が 3,000 円以上、再診が 1,500 円以上から、初診が 5,000 円以上、再診が 1,900 円以上へと引き上げられています。対象病院としては、これまでの特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床 200 床以上）に、紹介受診重点医療機関（一般病床 200 床以上）が加えられています。

厚生労働省では、この見直しに伴いリーフレットを作成し、まずは住んでいる地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、呼びかけています。

【厚生労働省「紹介状を持たずに特定の病院を受診する場合等の「特別の料金」の見直しについて】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html